第 11 回 ひとにやさしいまちづくりカフェ 聞き書き記録

記録:星野広美・鬼頭弘子

ひとにやさしいまちづくりカフェの 11 回 めです。

参加者は、お話をお願いした成和達矢さん を含めて、13名。

愛知県が人にやさしい街づくりという言葉 を使い始めて、20年が過ぎました。

愛知県の立場で振り返り、特に、最近の状況について、お話ししていただきました。

これからも、毎年、愛知県の人にやさしい 街づくりの状況について報告していただく予 定です。

お話は、まず、話し手交替のことから。成和さんは、愛知県建設部建築担局住宅計画課のまちづくり事業グループ所属ですが、この春の人事異動で担当者が異動になり、成和さんが話すことになった。このグループに来て、1年。分からないこと、経験不足もある、と前置きがありました。



愛知の「人にやさしい街づくり」 2012 annual report

成和達矢

愛知県建設部建築担当局住宅計画課 街づくり事業グループ



人にやさしい街づくり

愛知県では、「福祉のまちづくり」ではなく、 「人にやさしい街づくり」と言っている。全 国のほかの地域でも同様のものがあるが、「福 祉のまちづくり」という方が多い。

人にやさしい街づくりとは、ノーマライゼーションの考え方を基礎にしている。ノーマライゼーションは、デンマークの知的障害児の親たちの運動から出てきた、障害者を排除する社会は弱い社会、という考え方である。社会的弱者のためのまちづくりではない、すべての人のためのまちづくり。排除することは、喜びも、悲しみもすべてを奪うことになる。人権保障するためには、施設整備は欠かせない。すべての人たちを対象にする。身体機能が低下した高齢者、内部障害者、傷病者、妊婦等、すべての人が対象。そうした人たちを取り巻く環境すべてが「街」であり、建物のみでなく、道具から都市全体までを対象にする。

人にやさしい街づくり条例の制定

「あいち8ヵ年福祉戦略」の7つの基本戦略のうちの1つに、「人にやさしい街づくり整

備指針」の策定を挙げて、1994年3月に、整備指針を策定している。

その後、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を、1994年10月に公布、翌年4月に施行。

ルールをどう位置付けるかということには、いくつかの方法がある。

指針は、とるべき態度や方針を定める。

要綱は、基本とする大事なことがらをまとめたもの。

しかし、指針や要綱は、強制力がなく、弱い。気付いたときに、無くなっていることもある。

強制的にまもらせるのかどうか。

人にやさしい街づくり条例は、地方自治法 に基づく条例。

他には、建築基準法に基づく条例や、ハートビル法に基づく条例があるが、愛知県は、総合的に判断し、地方自治法に基づく条例を選択した。

以下、人にやさしい街づくり条例=条例、という。

人にやさしい街づくり条例の特徴

ひとつめは、考え方の面で、「福祉」サイドから「まちづくり」サイドへ。「まちづくり」 の手法・運動・しくみに、「人にやさしい」という視点を取り入れた。窓口を、建築基準法の確認申請と同じにし、漏れのない届出制度ができるようにした。その後、建築確認が民間機関によるものへと中心が移行して、今は、当時とは環境が異なってきている。

ふたつめは、「福祉の」ではなく、「人にやさしい」まちづくり。福祉は限定的、給付的、弱者対策のイメージが付きまとうことから、福祉ではなく「人」とすることで、すべての人、あらゆる分野、あらゆる施設が、基本になる。そして、みんなが暮らしやすい街へ。

条例の内容の特徴は、建築物のほか、道路、 公園、駅舎等も対象にしている。小規模な施 設まで対象にしている。罰則はなく、新設等 は義務、既設は努力義務。届出制による指導 助言で誘導しようとしている。措置基準に適 合すれば適合証を交付する。

誘導型の条例の位置づけで、北風より太陽 を、ということである。

これまでの条例改正

取り巻く状況が変化してきている。

条例ができた当時から見ると、出生率は、 1.5人から 1.26人(平成 17年)、高齢化率は、 14%から 23%になり、少子高齢化が急速に進 んだ。

2001年3月「21世紀あいち福祉ビジョン」では、県民一人一人がボランティアとして、また、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会や行政が協力して福祉を推進していこうという指針が策定された。

2000年5月交通バリアフリー法が制定されて、旅客施設や車両の交通事業者によるバリアフリー化を進めて高齢者、障害者の移動円滑化を目指す。市町村バリアフリー基本構想を制定し、鉄道駅とその周辺道路や施設、駅前広場などを一体的にバリアフリー化する。移動の利便性や安全性が求められた。

本格的な高齢化社会を迎えて、高齢者障害者の自立を促すため、不特定多数が使う建築物が円滑に利用できること、良質なストック形成を進めるため、2002年7月ハートビル法も改正された。

そうした環境の中で人々のニーズに応えるため、2004年に、条例を改正。対象施設規模を100㎡以下の小規模施設にも拡大した。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、基準も改正した。

さらに、改正ハートビル法との整合性を取り、2006年の交通バリアフリー法とハートビル法を統合した新しいバリアフリー法が制定された。これを受けて、2007年7月条例の施行規則を改正した。エレベーターの大きさ

やホテル客室などの規定を改正している。

エレベーターの大きさは、1.83 ㎡以上から、内法 1.4 m以上、車いす使用者用客室の設置義務は、200 室以上から、50 室以上又は 2000 ㎡以上へ。

条例の目的・各主体の役割・順守義務 条例第1条は、目的。

「この条例は、<u>すべての県民</u>が個人として 尊重され、<u>あらゆる分野</u>の活動に参加する機 会を与えられることが街づくりにおいて極め て重要であることに鑑み、高齢者、障害者等 を含む<u>すべての県民があらゆる施設</u>を円滑に 利用できる人にやさしい街づくりについて…」 と、すべての県民、あらゆる分野、あらゆる 施設、と言っている。

基本方針では、すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備の促進、すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備の促進を、挙げている。

また、第2条は、県の責務、市町村に対する協力、事業者の責務、県民の役割を規定している。

続いて、第11条は、整備基準の遵守義務 等を規定。整備基準の遵守義務、望ましい基 準、意見の聴取、整備計画の届出等、指導助 言等、既存施設の努力義務、適合証の交付、 維持保全と続く。

条例の整備基準

対象となる用途は、学校、病院、劇場、映画館、店舗、ホテル、旅館といった建築基準 法第2条第2項の特殊建築物。大規模な共同 住宅、大規模な工場や事務所、国・県・市町 村等の事務所や銀行、公衆便所、地下街、道 路、公園、緑地、旅客施設、駐車場など。

そして、100 ㎡以下の小規模な特殊建築物と、100 ㎡を超える特殊建築物とでは、適用する基準を変えている。

100㎡を超える店舗、例えば、コンビニエ

ンスストアくらいの店舗だと、敷地内通路には段を設けず、スロープにする。出入口は幅を、玄関は90cm以上、そのほか出入り口は80cm以上にする。廊下等は幅を1.4m以上にする。便所はこうする、駐車場はこうする…と。図面に記載するときは、このようにすると、決められている。

1000 ㎡を超える大きな施設だと、車いす使用者が利用できる便所、エレベーターの設置といったことも基準になっている。

2000 ㎡を超えると、オストメイト設備の設置が基準になっている。



整備基準概要②

条例の整備基準とバリアフリー法の基準

条例の基準は、バリアフリー法の移動等円 滑化基準と、移動等円滑化誘導基準の中間。 一部、傾斜路の前後の平場などの規定は、条 例が上回っている。



人街条例とバリアフリー法

条例による望ましい整備指針

条例の整備基準は、最低限の基準であり、 遵守義務がある。整備基準の水準よりも、よ り一層円滑に施設を利用できるようにするた めの「望ましい整備基準」を、2008年1月に 策定している。

遵守+選択になっている。

考え方として、2つの基本事項、5つの視 点、2つの配慮、を掲げている。

整備にあたっての基本事項は、高齢による機能低下、障害等への十分な理解、配慮内容についての適切な段階での検討、の2つ。

整備にあたっての視点は、共用できる空間づくり、複数の手段が用意された空間づくり、 分かりやすい空間づくり、使いやすい空間づくり、安全な空間づくりの5つ。

施設運営にむけての配慮は、ソフト対応についての運営者との調整、運営者への配慮事項の伝達、の2つ。

意見の聴取・反映

条例の整備基準、望ましい整備指針の措置 を取り入れる際に、その施設の利用者にとっ て効果的な措置とするために、意見聴取を行 う。

そうすることが、施設の利用促進に繋がる。 意見聴取の関係者としては、事業者等、施 設利用者等になる。そこに、コーディネータ ーが加わる。コーディネーターとは、当事者 と利用者の間に立ち、中立の立場で、障害当 事者、NPO法人、設計者、まちづくりコン サルタントといった人たちがあたることを考 えている。

Annual report—これまでの取り組み

条例を推進するための取り組みは3つあり、 ①建築物の整備の促進については、1995 年の条例施行で、整備計画の届出、指導・助 言が始まっている。2007年に、望ましい整備 指針を策定している。2008年に、人にやさしい街づくりに活かす高齢者、障害者等の意見反映手引書(案)を作成している。

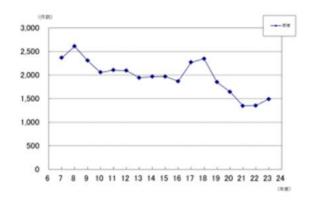
②人材育成・広報普及については、1995年から、人にやさしいまちづくり賞が現在まで続いている。同時に始めた人にやさしい街づくり連続講座は、2010年が最後になっている。人にやさしい街づくり地域セミナーが1996年から、出前講座が2007年から続いている。単年度の取り組みとして、2006年に、人にやさしい街づくり教育支援事業を行っている。

③市町村に対する支援については、1995年から始まった人にやさしい街づくり推進事業は、2010年に終えている。これらは、補助事業で、市町村計画策定を33市町村で、モデル地区整備を28市町で、鉄道駅舎エレベーター等整備では47駅、113基のエレベーターに、補助を行った。自立生活を支えるための手すり設置や段差解消を行った、人にやさしい住宅リフォームは、1996年から1999年までで、2,558件に、1件当たり6万8千円から2万2千円までの補助をしている。

Annual report—現状

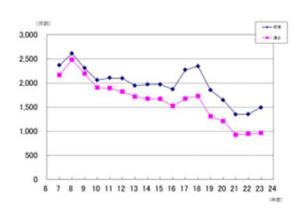
整備計画の届出、整備基準の遵守、適合証の交付は、着実に進めてきたが、条例制定当時から変化している。

条例第 12 条に基づく整備計画の届出は工事着手 30 日前までに整備基準に適合させるための計画を届け出る。当初の 1995 年、1996 年当時は、2,500 件程度あった。 2001 年に、2,000 件を割った。 2005 年は、条例改正で100 ㎡以下も対象となったことで届け出の対象範囲が広がり、件数が増えて、2,000 件台に戻ったが、その後は、減少していて、2009年には1,500 件を割っている。



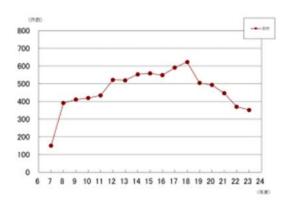
整備計画の届出

条例第11条では、整備基準の遵守を求めているが、基準への適合件数は、減少してきている。届出数と適合数の差が広がれば、不適合が増えているということになる。2009年、2010年、2011年は、届出が1,500件弱に対して、適合が1,000件弱になっている。近年は、適合率は落ち着いた状況である。



整備計画の遵守

条例第 18 条による適合証の交付件数は、 任意請求であるが、2006 年までは、増加して いたが、その後、下がっている。義務付けて いる届出とは違うが、啓発になっている。



適合証の交付

2012 年度の取り組み

今述べた現状に対して、2012年度、いくつかの取り組みを行った。

整備計画の届出については、建築確認申請の窓口での啓発チラシを配布した。今、建築確認の9割以上が、民間確認検査機関に申請されている。建築基準法の関係規定ではないので、指導は求められないが、啓発に協力を求めている。



建築確認申請窓口での啓発チラシの配布

また、未届出事業者への督促ということで、 事業者に対して、督促文書を郵送している。 役所から、こうした文書が届くことはほとん どないので、送ると反響がある。問い合わせ 電話もある。今年度の取り組みに繋げたい。

整備基準の遵守について、不適合の場合、 代理者である設計者等宛てではなく、事業者 へ直接文書で通知している。窓口で指導を行 い、不適合内容の通知文書、それを、直接事 業者へ、督促文書として送るのである。

適合証についても、届出の副本を返却する際に、啓発チラシを添えて渡して、適合証の交付請求を促している。



事業者への啓発チラシの配布

結果として、2012年度は、整備計画の届出件数は、1,704件、前年度比 17.2%増。整備基準適合件数は、1,119件、前年度比 16.3%増。適合率は、0.9%増加。督促効果が出ている。

一方、適合証の交付件数は、319件で、9.3%減になっている。例年、建築物の竣工は2~3月がほかの月より多く、適合証交付件数も伸びを期待したが、伸びなかった。

人にやさしい街づくり推進委員会は、1996年に設置されていて、取組報告や施設見学、個別施策検討をしていて、2008年度まで開催していたが、2012年度に、4年振りに再開した。委員も一新して、取組報告や、取組方針を議題にした。2013年度も、2回の開催を予定していて、5月に1回めを開催する。

人にやさしい街づくり地域セミナーは、 2012年度は、日本福祉大学平野教授講演とシンポジウムを春日井市で、車いす体験や高齢者疑似体験などを豊田市で、もう1か所は新城市で、開催した。2013年度は、知多、西三河地域で優先的に開催を予定している。

人にやさしい街づくり賞は、2011年度は、13件しか応募がなかった。2012年度は、募集方法を拡充して、その結果、30件の応募があった。5件を表彰して、3月1日に、表彰式とあわせて、シンポジウムを開催し、受賞者の発表やパネルトークのほかに、めだかの学校受賞関連で磁気誘導ループの体験もあわせて行った。2013年度は、7月から9月に募集する予定。

出前講座は、子どもたちに理解してもらうことが重要だということで、小学校へ出かけている。2012年度は、安城市立志貴小学校で、車いす体験、豊川市立小坂井東小学校で、高齢者疑似体験をしている。講座の内容は、体験をし、意見発表とDVD鑑賞を行っている。2013年度も、小学校向けに募集している。また、今年からは県政お届け講座としても実施する予定である。

愛知県 県政お届け講座

http://www.pref.aichi.jp/0000036522.html

今後の取り組み

短期的に取り組んでいかなければならないことを、4つの柱に掲げている。1.条例遵守義務の指導強化、2.より望ましい施設整備への誘導、3.既存道路・公園における整備の促進、4.情報提供・教育活動の充実、の4つ。

条例遵守義務の強化では、整備計画届出率 の向上、適合率の向上、適合建築物の増加を 進める。今すでに取り組んでいるので、引き 続き進める。

より望ましい施設整備への誘導では、国の 基準が変わっているので、基準を点検して改 訂していく。意見聴取について、コーディネ ーターの登録制度を創設する。

既存道路・公園における整備の促進については、移動等円滑化基本構想の作成の促進や、バリアフリー化の整備状況の把握を進める。

情報提供・教育活動の充実では、事業者・専門家への啓発活動として、建築士向けに条例改正の講習会や、主に建築科の工業高校生向けの出前講座を進める。県民向けには、出前講座、地域セミナー、人にやさしい街づくり賞を引き続き進めるとともに、アドバイザー登録を進める。連続講座が2000年度で最後になっているので、以降、アドバイザーは増えていない。新たに登録する制度、講座の認定制度を考えている。

条例施行規則の改正

3月に、条例の施行規則を改正し、7月1 日から施行する。

改正内容は、整備基準の追加および変更、 様式の変更。ホームページに条例改正のチラ シを公開し、改正についての詳しい内容を載 せている。 講習会を開催することにしていて、改正内容だけでなく、条例・規則の全体の解説や、 事例紹介もあわせてする。

条例の解説本も、改訂し、近々発刊予定である。





…ということで、お話は、一旦、終わり、 質問へ。

■ 意見、質疑に答えて ■

●2012 年度は、届出件数、適合件数が増えている。督促や指導の結果か?

(成和)多くはないが、督促したことで、年度の前半で40件ほど、1年だと80件程度かと思う。

県から文書を貰うことはあまりないので、 県から何が来たのかとビックリした、という 人もいる。条例が分かっていない、届出が要 ると分かっていない。説明すると、理解され る。今からでも、出します、といわれる場合 もある。ただ、工事が終わってしまっている と、事前の届出にはならない。中には、工事 が終わってしまっているケースがある。

●事業者に対するPRのヒントは?

伝える伝え方、広報の仕方のヒントは?

(成和)設計事務所や設計者の団体である建築士事務所協会や建築士会には、届出率が低い、適合率が低いという状況は知らせている。 会員に届出をしてもらうように、と伝えている

講習会をすることで、届出にも繋がると思う。

●不適合の通知を、直接事業者へ通知することの反響は?

(成和) 昔だと、基準に適合しない、ダメなものはまったくダメということだったが、今は、ちょっとやれば、もうひと踏ん張りすれば適合するケースもある。トイレの手すりだけ付ければ適合する、ということもある。設計者は理解しているが、施主が理解していない、設計者はそういう施主を無視できない、ということもある。

コンビニエンスストアなど全国展開のチェーン店では、ダメなところは、ずう~っとダメ。デザインや規格などが全国標準になっていて変えられない、と。

窓口で、業者に指導していきたい。

●かつて補助していた住宅リフォームは、どういうことをしていたか?

(成和)段差解消や、手すりの設置の費用を 補助していた。

- ●条例の制定当時と変わっている。動きに追随するのが難しい状況がある。
- ●条例適合証と、バリアフリー法の認定基準 とでは、どちらが高い要求基準か?

(成和) バリアフリー法の認定基準の方が、 高い基準になっている。

厳しい方に持っていこうとすれば、事業者 に影響がある。

バリアフリー法の認定には、容積率、税金、 建築確認の手数料のメリットがある。

一方、条例の方は、事業者に利益になるメリットは特に無い。基準の引き上げは、難しい。現状でも、バリアフリー法の 2000 ㎡以上のものへの義務レベルよりは、条例の方が厳しくなっている。

今でも、適合率が低いので、基準の水準を 挙げれば、適合率はさらに下がる。



●アドバイザーとコーディネーターは、どう 違うか?

(成和) コーディネーターは、意見聴取・反映をするときに、事業者と当事者の間を取り持って、互いの意見を聴きながら、中立を保って、という役割になる。

アドバイザーは、今は、どちらかというと、 普及啓発を担ってもらっている。

やる役目は違う。

連続講座を開催していないので、アドバイザーは、増えない。今後、一定水準の講座をすれば、登録するという認定制度をつくっていく。要綱を定めて、水準以上の講座をすれば、登録していく。開催のための委託料は無いので、市町村がやるのか、NPOがやるのか、これから考える。

コーディネーターについては、どういう方 が適切なのか、検討していく。建築士、講座 を受講したアドバイザー、資格だけでいいの かということもある。意見聴取・反映のシミ ュレーション演習をやるなど、力のある方に なって貰う。

アドバイザーも、コーディネーターも、制 度要綱を検討していきたい。

●人にやさしい街づくりアドバイザーが認知 されていない。バックアップしないと、活用 されない。アドバイザーの活用を検討して欲 しい。

(成和)アドバイザーは、800人くらいいるが、一般的には活用されていない。

東三河では、それなりに動いている。

活用できるような体制、仕組みを検討していきたい。

●意見聴取・反映の対象は?

(成和)条例の施行規則では、県の施設で、 2000㎡を超えるもの。

年度の初めに、各部局、警察、教育委員会 に通知して、設計・工事の調査をして、それ に対して、意見聴取を行うように呼びかけて いる。

●2000 ㎡から、対象を広げることはしないのか?

(成和)規則で、県の施設としていて、市町 村までは難しい。

2012年度は、豊田警察署と第2青い鳥学園の施設で行った。コーディネーターはいなかったが、豊田警察署は、警察本部、警察署、設計事務所、そして、地元の区長、障害者団体に警察署から声掛けをして参加依頼し、意見聴取を行った。第2青い鳥学園では、県の公共建築課が、地元、設計事務所と行った。

いろんな意見が出る。出た意見を全部が全 部取り入れるわけにはいかない。お金のこと もあるので、持ち帰って検討することになる。



